令和６年度 社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施計画

第１　実施方針

社会福祉法人および社会福祉施設（以下「法人等」という。）に対する令和６年度の指導監査に当たっては，函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱に基づくほか，次の事項を基本として，効果的かつ効率的に行うものとする。

１ 法人等の指導監査は，第２の「重点事項」および第３の「主眼事項および着眼点」に基づき実施する。なお，換気等の感染症拡大防止対策を引き続き実施するとともに，時間の短縮等により効率的に実地での確認を行う。

２ 法人等の指導監査は，適正な理事会運営と事業の執行および適切な入所者（児）処遇の確保と職員の労働環境の改善を図ることを目的に実施する。

３ 法人等の指導監査に当たっては，国が定める指導監査ガイドラインに基づく確認と指摘を行いながら，それぞれの法人等の創意と自主性を尊重し，形式的，画一的指導に陥らないよう配慮する。

４　施設等を創設した法人等の指導監査に当たっては，施設整備に係る会計経理の状況および理事会審議状況について重点的に実施する。

５ 法人等の指導監査および指導監査結果の処理に当たっては，関係する各課や北海道との十分な連携のもとに実施する。

６ 不祥事の発生や虐待等の通報があった法人等，および一般監査の結果，重要な指導監査事項のある法人等については，関係する各課や北海道との連携を密にし，必要に応じて随時の監査または特別監査を実施し，改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施する。

７　不祥事の原因となった事項や重要な指導監査事項について，その事情を十分検証した上で，法人等の運営が著しく適正を欠くと認められるときは，改善を勧告し，法人等がこれに従わないときは，公表し，改善を命じるものとする。

８　関係法令等の改正により，新たに規定されることとなった事項等については，その実施状況および対応状況の確認を行うものとする。

第２　重点事項

令和６年度の指導監査における重点事項は，次のとおりとする。

１ 新型コロナウイルスなどの感染症について，感染対策マニュアルの作成や手洗いの励行をはじめとした感染症拡大防止対策を講じるなど，日頃から適切な衛生管理を行い，予防対策を行っていること。

２　火災，地震などによる被害の対策として，消防計画，地震・風水害対処計画を作成するとともに，施設の立地等に応じ風水害や土砂災害への対応を定めた非常災害対策計画を策定し，従事者に周知のうえ，避難訓練の実施や避難経路の確認，消防設備の日常点検など適切な取り組みが行われていること。また，非常災害や感染症の発生時に，社会福祉施設等としての事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（ＢＣＰ）」の策定が義務づけられている施設においては策定がされていること。

３　利用者の骨折などの事故防止対策として，関係職員により事故発生の要因分析を的確に行い，効果的な再発防止策を作成するとともに，その実施にあたっては，関係職員が情報を共有し，連携して再発防止に取り組んでいること。また，関係職員の積極的な研修への参加により介護技術の向上が図られていること。

４　体罰や虐待など人権侵害に係る不祥事の発生防止について，適切な取り組みが行われていること。

５　入所者（利用者）に対し適正な処遇が行われていること。（入所者預り金の適正な管理，個人情報の保護など）

６　年次有給の時季指定取得や同一労働同一賃金などの労働基準法の改正に対応していること。

７　社会福祉法に基づく運営体制が確保され，役員等の選任手続きが正当に実施されたうえで，評議員会や理事会が適正に機能していること。

８　地域における公益的な取り組みが積極的に実施されていること。

９　社会福祉法人の会計基準に基づき，会計事務や契約事務が適正に実施されていること。

10　不正経理防止のため，内部牽制体制の確立など適正な経理事務が行われ，規律の保持および意識啓発のための研修等が積極的に行われていること。

11　資産の管理にあたっては，法人外へ資産を流出させることがないよう，関係通知に基づき適切に行われていること。